河内長野市 ふれあい収集 Q&A（令和８年１１月１日時点）

Q1：対象となる世帯は？

A：対象世帯の要件は、市ホームページでご確認ください。

対象となる世帯の要件や申請方法等については、次の市ホームページをご確認ください。

https://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/15/1806.html

Q2：夫婦２人世帯で、夫は要介護２ですが、妻は介護認定や障害者手帳等の要件に該当しません。対象となりますか？

A：原則として対象となりません。

ふれあい収集は、世帯全員が対象要件に該当することを原則としています。

ただし、要件に該当しない方であっても、医師の意見書（市指定様式）を提出いただくことで、対象として認められる場合があります。

詳しくは、環境衛生課までご相談ください。

Q3：対象要件に該当することを証明するには、どのような書類が必要ですか？

A：申請書と併せて、対象要件に応じた書類をご提出ください。

コピーを提出する場合は、氏名、認定区分、等級等、対象要件を満たしていることが確認できるようにしてください。

対象要件	提出書類	留意事項
要介護 １ 以上の認定を受けている方	介護保険被保険者証の原本またはコピー	コピー取得により本人とのトラブルが懸念される場合等は、環境衛生課へご相談ください。
要支援１・２の認定を受け、介護保険を利用したサービスを受けている方	介護保険被保険者証の原本またはコピー （サービス利用が国民健康保険団体連合会の請求状況で確認できない場合は、サービス利用が確認できるケアプラン等も必要。Q4 を参照）	同上。
身体障害者手帳１級または２級の方	身体障害者手帳の原本またはコピー	－
療育手帳 A の方	大阪府が交付した療育手帳の原本またはコピー	他自治体（政令指定都市の大阪市・堺市を含む）交付の手帳は名称・区分、判定基準等が異なる場合があるため、大阪府交付のものでお願いします。

対象要件	提出書類	留意事項
精神障害者保健福祉手帳 1 級の方	精神障害者保健福祉手帳の原本またはコピー	-
妊娠届から 1 年以内の方	母子健康手帳の原本またはコピー	交付日が確認できるものご提出ください。
病気・けが等により一時的にごみ出しができない方	医師の意見書（市指定様式）の原本	コピーではなく原本が必要です。

・医師の意見書に関する注意

原本の返却を希望する場合は、環境衛生課で内容確認・コピー作成後に返却します。
意見書に有効期限の記載がある場合は、原則としてその期限までの利用です。
有効期限後も利用を希望する場合は、期限が切れる前に意見書を更新し、提出してください。
有効期限までに更新等の連絡がない場合は、収集を停止することがあります。
要介護認定を受ける等、別の対象要件に該当した場合は、変更届出書を提出してください。

Q4：「要支援 1・2 の認定を受け、介護保険を利用したサービスを受けている方」の「介護保険を利用したサービス」とは何ですか？

A：介護予防給付や総合事業（一般介護予防事業を除く）によるサービス等を指します。

対象となる主なサービス例	対象外
介護予防訪問看護	コグニ教室等の 一般介護予防事業
指定相当通所型サービス	
通所型サービス・活動 A	
指定相当訪問型サービス	
訪問型サービス・活動 A	
福祉用具貸与 等	

サービス利用開始後間もない場合（おおむね３ヵ月程度。月後れ請求の場合はそれ以上）や、通所型サービス・活動 C や訪問型サービス・活動 C（現状では事業所から介護保険課に直接請求）のみを利用している場合は、請求情報で確認できないことがあります。

この場合は、ケアプラン等、サービスを利用していることが確認できる書類を併せてご提出ください。

Q5：要支援 1・2 の認定を受けていますが、介護保険を利用したサービスを受けていない場合、利用できますか？

A：原則として、介護保険を利用したサービスを受けていることが必要です。

ただし、認知症の症状や精神疾患等により介護保険を利用したサービスの利用自体を拒否している一方、自力でのごみ出しが身体的に困難な場合等、特別な理由がある場合は、医師の意見書（市指定様式）の提出により、対象として認められることがあります。

Q6：収集日はいつですか？

A：ごみの種類及び利用者の住所により異なります。

ごみの種類	収集日	補足
もえるごみ	週１回	住所ごとに定められた曜日。
資源ごみ	月１回・火曜日	住所により「第何火曜日」かが異なります。
もえないごみ・粗大ごみ	原則として毎月第１月曜日	祝日の場合は第２月曜日。

・「第２火曜日」とは

その月の２回目の火曜日をいいます。祝日であっても、その月の火曜日として数えます。例: 令和８年 11 月は、11 月３日が祝日ですが１回目の火曜日に数えるため、第２火曜日は 11 月 10 日です。

・もえないごみ・粗大ごみの申し込み

収集を希望する月の前月 10 日までに、環境衛生課へ電話でお申し込みください。10 日が閉庁日の場合は、その前の開庁日までです。

期限を過ぎた場合は原則として翌々月の収集となります。収集時刻の指定はできません。

Q7： ごみは何袋まで出せますか？

A： ごみの種類ごとに、出せる量が異なります。

ごみの種類	出せる量
もえるごみ	１回につき５袋程度まで。
資源ごみ	一律の数量制限はありませんが、日常生活で通常発生する程度の量まで。
もえないごみ	45 リットル袋１袋まで。
粗大ごみ	１回につき１点まで。

※注意

資源ごみは、資源の種類ごとに分別し、それぞれ袋を分けてください。

もえないごみと粗大ごみは、同じ収集日に同時に出すことはできません。

大量のもえるごみが発生する場合は、臨時ごみの収集をご利用ください。申し込みは、収集希望日の４営業日前までです。

https://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/15/4213.html

Q8：ごみシールは必要ですか？

A：ごみの種類により異なります。

ごみの種類	ごみシール
もえるごみ	必要。30 リットル袋は１枚、45 リットル袋は２枚。
資源ごみ	不要。
もえないごみ・粗大ごみ	必要。

Q9：資源ごみだけ、または、もえるごみだけを利用することはできますか？

A：可能です。

申請時に、利用を希望するごみの種類をお伝えください。

Q10：ごみの置き場所について、注意することはありますか？

A：鳥獣対策及び収集員が安全に収集できる場所の確保をお願いします。

カラスや猫等による被害を防ぐため、ネットやごみバケツ等をご活用ください。

鳥獣等によりごみが荒らされた場合、収集員による清掃は行いません。

鍵のかかっている場所には、ごみを置かないでください。

マンション等で、インターホンを押さなければ敷地内に入れない場合は、申請時に必ずお申し出ください。

ごみの置き場所は、原則として一定の場所とします。変更する場合は、事前に環境衛生課へご連絡ください。

Q11：ごみは何時までに出せばよいですか？

A：収集日当日の午前６時 30 分までに、所定の場所へ出してください。

収集は順番に行うため、住所によっては収集時刻が昼過ぎになる場合があります。

雨天時や交通渋滞等により、通常より収集に時間がかかる場合がありますので、ご理解をお願いします。

粗大ごみについては、事前申し込みの全世帯を１日で順番に収集していきます。もえるごみや資源ごみとは、収集時間が異なる場合がありますのでご注意ください（午前６時３０分までに出してください）。

Q12：市内で転居した場合、転居先でもふれあい収集を継続できますか？

A：継続を希望する場合は、事前に変更届出書をご提出ください。

転居先のごみの置き場所を改めて確認します。住所により収集曜日が変わる場合があり、転居先での収集開始日は環境衛生課と協議のうえ決定します。

Q13：市外への転出、施設入所、入院、死亡等により収集を停止したい場合は、どうすればよいですか。「取消」と「休止」の違いは何ですか？

A：環境衛生課までご連絡ください。

区分	内容
取消	ふれあい収集の利用を終了することです。再び利用する場合は、改めて申請が必要です。
休止	一時的に収集を停止することです。再開を希望する場合は、環境衛生課へご連絡ください。

休止中に死亡等の理由で利用を取消する場合は、改めて環境衛生課までご連絡ください。

Q14：子どもと同居していますが、子どもが早朝勤務や深夜勤務等のため、ごみを出せません。利用できますか？

A：対象となりません。

必要に応じて、公設ごみステーションの利用等、別のごみ出し方法をご検討ください。

https://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/15/106954.html

Q15：子どもは遠方に住んでいますが、住民票を移していないため、住民登録上は同居となっています。利用できますか？

A：居住実態を確認した結果、同居していないことが確認できた場合は、対象として認められることがあります。

詳しくは、環境衛生課までご相談ください。

Q16：粗大ごみで、スプリング入りマットレスは捨てられますか？

A：収集できません。

処分方法については、スプリング入りマットレスの収集・処理をご確認ください。

https://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/15/96884.html

Q17：粗大ごみで、テレビは捨てられますか？

A：収集できません。

家電４品目の処分方法については、家電４品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）のリサイクルをご確認ください。

https://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/15/67007.html